

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る教育実習・保育実習等ガイドライン

島根県立大学松江キャンパス教職センター

2022.04.27 改正

感染拡大防止のために（教育実習等に向けて）

【心がけておくこと】

- 不要不急の外出を控えること
- 3つの「密」を避けること（換気の悪い「密閉空間」、人の「密集」、近距離「密接」での会話や発声）
- 「新しい生活様式」を取り入れた生活をする（適切なタイミングと正しい方法での手洗いと手指の消毒、こまめな換気、マスクの着用や咳エチケットの徹底等）
- 飲食を伴う会合や多くの人が集まるイベントへの参加をしないこと
- 不特定多数の人との接触を極力避けること

【実施すること】

- 健康観察（体温測定・体調チェック）を確実にし、実習前2週間、実習中、実習後2週間は、実習ごとに配布する健康チェック表に記入すること

【体調不良になった際等の対応について】

- 外出を極力控え、風邪等の症状がある場合は、こころとからだの相談室に連絡の上、かかりつけ医、または「健康相談コールセンター」に相談する。併せて、教職センター及び各学科の実習担当教員に連絡する。
- 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合（発熱、咳、味覚症状等）は、直ちにこころとからだの相談室に連絡の上、かかりつけ医または「健康相談コールセンター」に相談する。併せて、教職センター及び各学科の実習担当教員に連絡する。PCR検査を行なった場合は、その結果をこころとからだの相談室に報告し、事後の流れについて指示を受けること。（実習中はまず、実習校へ連絡する）
- 濃厚接触者に認定された場合は、PCR検査の結果を待たずにこころとからだの相談室に連絡し、事後の流れについて指示を受けること。併せて、教職センター及び各学科の実習担当教員に連絡する。（実習中はまず、実習校へ連絡する）

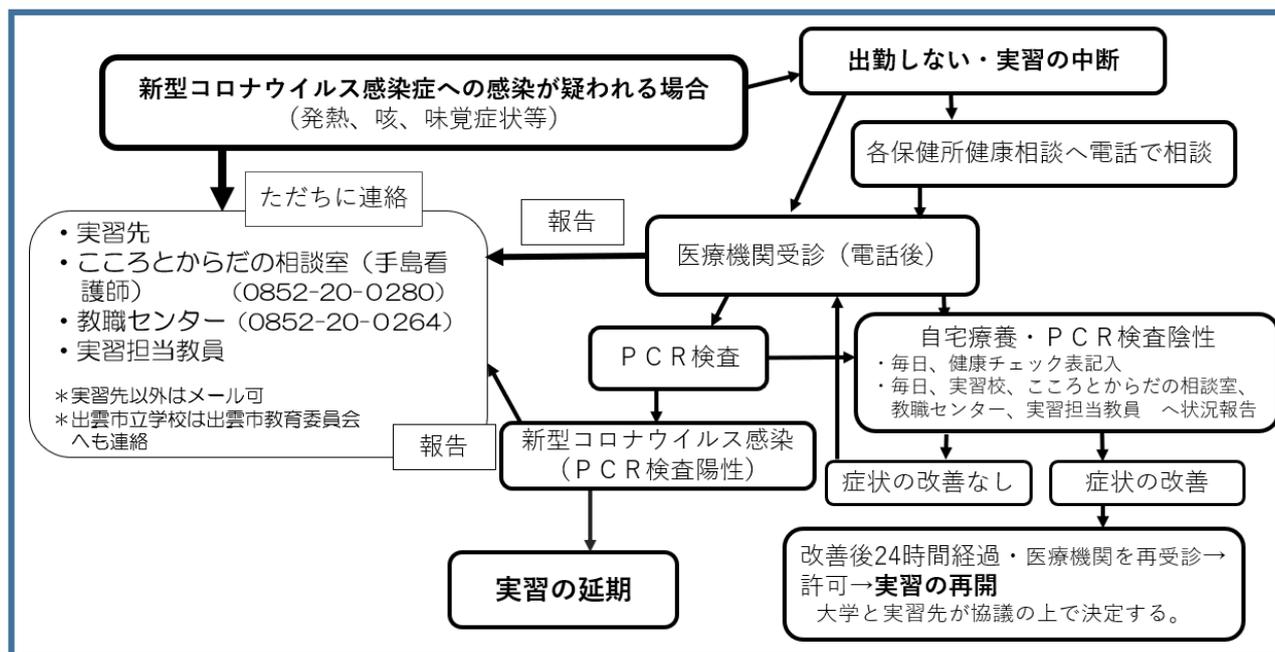
実習前

- 滞在場所については、原則、実習開始の2週間前から松江市もしくは実習施設が所在する市区町村に滞在する（市外に居住するものについては、大学と居住地の往復は可）。ただし、実習先からの指示があればその指示に従う。
- 健康観察（体温測定・体調チェック）を確実にし、実習開始前2週間は、実習ごとに配布する健康チェック表に記入する。また、事前にPCR検査を受け、その結果を実習前日までに実習担当教員に報告する。
- 厚生労働省「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて」、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」、各教育委員会・保育所等担当課の通知について、実習先施設に合わせ、必要箇所を確認する。

実習中

- 実習先における感染症対策の指示に従う。
- 実習開始前2週間の健康チェック表は、実習初日に実習先へ提出する。
- 健康観察（体温測定・体調チェック）を確実にいき、実習ごとに配布する健康チェック表に記入する。
- マスクと体温計を携帯する。
- 体調不良等の場合は出勤せず、こころとからだの相談室に連絡の上、かかりつけ医または「健康相談コールセンター」に相談する。医療機関を受診した場合は、その結果をこころとからだの相談室、実習先、教職センターおよび各学科の実習担当教員に報告する。
- 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合は、以下の「実習中における新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合の連絡体制」に沿って対応する。

実習中における新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合の連絡体制



実習後

- 実習後も、感染防止のための取組を確実に行う。
- 健康観察（体温測定・体調チェック）を確実にいき、実習終了後2週間は、実習ごとに配布する健康チェック表に記入し、体調等の変化があればこころとからだの相談室に連絡すること。また、実習終了後に抗原検査を実施し、その結果を実習担当教員に報告する。

(参考1) 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&A について

(第14報) (2022.3.22 第14報) (厚生労働省)

(参考2) 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル

～「学校の新しい生活様式」～ (2022.4.1 Ver.8) (文部科学省)

(参考3) 新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン【特別支援学校版】

(2021.5.14 時点) (島根県教育委員会)

(参考4) 教育実習・保育実習を実施する際の留意点等 (各市教育委員会、保育所等担当課)

(参考5) 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る島根県立大学の教育・研究・諸活動に関する方針

(2022.3.16) (島根県立大学)

【電話相談電話番号】 (島根県公式ホームページより)

各保健所健康相談電話番号 ～住まいの管轄保健所へかける～

保健所	管轄	専用電話番号
松江市・島根県 共同設置松江保健所	松江市、安来市	0852-33-7638
雲南保健所	雲南市、奥出雲町、飯南町	0854-47-7777
出雲保健所	出雲市	0853-24-7017
県央保健所	大田市、川本町、美郷町、邑南町	0854-84-9810
浜田保健所	浜田市、江津市	0855-29-5967
益田保健所	益田市、津和野町、吉賀町	0856-25-7011
隠岐保健所	海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町	08512-2-9900

○相談対象 ・発熱など症状がある人、感染の不安のある人、患者と接触した人

・予防対策や知識を得たい人など感染や健康に関する相談

○対応時間 全日 8：30～21：00

※症状悪化など緊急の場合に限って、これ以外の時間も受け付け可能